

一般法人の変更届出

『移行法人の変更届出』について概説する。

(ポイント)

- 移行法人の変更届出が必要な事象について理解する。

1. 移行法人の変更届出

変更届出は、申請内容の変更のうち、遅滞なく行政庁へ届け出る手続きをいい、変更前に認可申請が必要な事項と比べて、軽微な変更等の比較的重要性が低い事項が該当する。届出が必要な事象は2. の通りである。

2. 届出が必要な事象

(1) 変更前に届出が必要な場合

① 収支の見込の変更

実施事業等以外の事業を含む法人全体の収支の見込について、移行後、多額の借入等や資産運用方針の大幅な変更等を行う場合には、事前にその変更内容の届出が必要となる。

(2) 変更後に届出が必要な場合

① 法人の名称もしくは住所又は代表者の氏名の変更

② 公益目的事業または継続事業を行う場所の名称または所在場所のみの変更

③ 特定寄附の相手方の名称または主たる事務所の所在地

④ 各事業年度の公益目的支出の額または実施事業収入の額の変更

⑤ 合併予定の変更又は当該合併がその効力を生ずる予定年月日の変更

⑥ 定款で残余財産の帰属に関する事項を定めたときまたはこれを変更したとき

⑦ 定款で移行法人の存続期間もしくは解散の事由を定めたときまたはこれを変更したとき

⑧ 実施事業を行うにあたり必要な許認可等の変更

(裏面に続く)



一般法人の変更届出

2. 届出書類

変更届出にあたり変更内容等を記載した「かがみ文書」以外にそれぞれ次に記載の届出書類が必要となります。

変更内容	届出書類
収支の見込みの変更	当該変更について必要な手続きを経ていることを証する書類(社員総会等の議事録の写し)
法人の名称もしくは住所の変更	定款 定款変更等について必要な手続きを経ていることを証する書類(社員総会等の議事録の写し) 登記事項証明書
代表者の氏名の変更	登記事項証明書
公益目的事業又は継続事業を行う場所の名称または所在場所のみの変更	当該変更について必要な手続きを経ていることを証する書類(理事会等の議事録の写し)
特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更	変更があったことを証する書類
合併の予定の変更又は当該合併がその効力を生ずる予定年月日の変更	合併に係る協議事項を記載した書面
定款で残余財産の帰属に関する事項を定めた時又はこれを変更した時	定款 定款変更について必要な手続きを経ていることを証する書類(社員総会等の議事録の写し)
定款で移行法人の存続期間もしくは解散の事由を定めた時又はこれらを変更した時	定款 定款変更について必要な手続きを経ていることを証する書類(社員総会等の議事録の写し)
実施事業を行うにあたり必要な許認可等の変更	許認可証の写し

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<電子取引に係る保存>

令和4年1月1日から電子計算機を使用して作成している国税関係帳簿書類について、一定の要件の下で、電磁的記録等によって保存することが認められるとともに、所得税及び法人税に係る取引を電子取引で行った場合には、電子取引により授受した取引情報を電磁的記録により保存しなければならなくなりました。

電磁的記録にあたっては、国税庁が令和3年7月に公表した「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」に記載されている通り、その改ざん防止措置がなされていること及び保存された電磁的記録の検索機能を整えることが求められている上、スタートするまでの期間が短いことから、公益法人においてもそれぞれの法人の取引情報を整理し、その保存方法について早急に検討することが必要となってきます。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。